

障がい児・発達支援児

相談・支援

お子さんの発達(運動・ことば・社会性)で心配になることがあったらひとりで悩まずに相談してみましょう。



宇都宮市子ども発達センター

【所在地】宇都宮市鶴田町970-1

子ども発達相談室

お子さんの発達(運動・ことば・社会性等)について、保護者の方の相談に保健師が対応します。また、専門的な発達検査等が必要なお子さんには、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が専門的に評価し、保護者にアドバイスを行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4720

診療検査事業

子ども発達センターの各種事業を利用するお子さんを対象に、小児科医師が診察(診療費等の自己負担あり)を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

早期療育支援事業(カンガルー教室)

発達(ことばや行動面)に心配のある就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、保育士が個別またはグループで遊びを通じた指導やアドバイスを行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4722

専門療育事業(なないろ教室)

発達の遅れや障がいのあるお子さんを対象に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が個別またはグループ指導を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

重症心身障がい児プール活動支援事業

重い運動障がいのあるお子さんを対象に、子ども発達センター内の温水プールを使ってプール活動を行います。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4723

医療型児童発達支援センター(かすが園)

肢体不自由または医療的ケアが必要な概ね3歳以上就学前のお子さんの通所支援施設。個別指導及びグループ指導を通して社会生活適応に向けた療育を行います。

児童発達支援センター(若葉園)

知的障がいのある概ね3歳以上就学前のお子さんの通所支援施設。日常生活に必要な動作の獲得や社会生活適応に向けた療育を行います。

※「かすが園」「若葉園」を利用する場合は、障がい児通所給付の決定が必要です。

問合せ先 子ども発達センター かすが園・若葉園 TEL 647-4710

障がい児通所支援

心身の発達に心配のあるお子さんや障がいのあるお子さんが利用できる、児童福祉法に基づくサービスです。指定の事業所に通所し、療育などのサービスを受けることができる支援です。

児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

未就学で、肢体不自由のある理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・認定こども園等に通う、主に知的障がいのあるお子さんに対し、支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を促すことを目的とした療育を行います。

居宅訪問型児童発達支援

病気や重度の障がいなどによって児童発達支援を受けるための通所が困難な障がい児に対し、支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

※これらの事業を利用するためには、障がい児通所給付の決定が必要です。詳しくは、子ども発達センターまでお問い合わせください。

問合せ先 子ども発達センター TEL 647-4721



手当・助成

手帳の申請・各種サービス

障がい福祉課では、身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の手続きをはじめ、手帳に関連する各種手当や支援、また、ホームヘルパー等の福祉サービスの相談や手続きなどを行っています。

問合せ先 障がい福祉課 相談支援グループ TEL 632-2354
福祉サービスグループ TEL 632-2362

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいを有する児童、または現存する疾患を放置すると同程度の障がいを残すと認められる児童で、治療を受けることによって障がい軽減または除去され、機能が回復するような場合、指定医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分の医療費の一部または全部を公費負担する制度です。ただし、所得による制限があります。なお、身体障がい者手帳がなくても受けられます。

問合せ先 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL 632-2296

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

市内に住所がある18歳未満の、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入費等の一部を助成します。

原則として、購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定いたします。専用の医師の意見書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

問合せ先 障がい福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2363

特別児童扶養手当

市内に住所のある方で、次のような状態の20歳未満の児童を養育している方に、支給される手当です。

対象	支給内容
身体障がい者手帳1・2級と3級の一部の児童(内部障がいは診断書による) 療育手帳のA1・A2の児童	手当額1級該当
身体障がい者手帳の3級と4級の一部の児童(内部障がいは診断書による) 療育手帳のB1の児童(診断書により判定) その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童 (心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)	手当額2級該当

【支給制限】①支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは、支給されません。
②児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合や、施設に入所している場合は対象外です。

【手当額】1級……児童1人につき、月額52,400円
2級……児童1人につき、月額34,900円
(4月、8月、11月に支給されます。)
※手当額は、変更になる場合があります。

問合せ先 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL 632-2387

障がい児福祉手当

市内に住所がある満20歳未満の児童で、次のような状態の児童に支給される手当です。

- 身体障がい者手帳の1級または2級の一部に該当する児童 ※障がいの内容によっては該当にならない場合があります。
- 療育手帳のA1の方(知能指数がおおむね20以下)
- その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)

【支給制限】①支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは支給されません。
②施設入所者は除かれます。

【手当額】月額14,850円(5月、8月、11月、2月に支給されます。)
※手当額は、変更になる場合があります。

問合せ先 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL 632-2387